【輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置】

- 輸送の安全のために講じた措置
- 1. 輸送の安全のために講じた措置 全車両へのドライブレコーダーとデジタルタコグラフを 導入しています。
- 2. ドライブレコーダーを活用した教育を行っています。
- 3. 乗務員教育システム「クラウド型 e ラーニング」を導入しました。
- 4. 定期的な健康診断(生活習慣病健診対象者)の受診と睡眠呼吸障害スクリーニング検査を 行いました。
- 5. ヒヤリハット情報を乗務員より収集し共有しています。
- 6. 車両からの緊急避難訓練と AED 使用訓練、消火訓練を実施しました。
- 7. 外部講師による交通安全講習を実施しました。
- 8. 安全統括管理者が運輸安全マネジメントセミナーを受講しました。
- 輸送の安全のために講じようとする措置
- 1. 健康管理について
- ・定期的な健康診断および産業医による健康指導を行い、健康状態の把握と管理指導を徹底していきます。
- ・睡眠時無呼吸症候群検査を実施します。
- 2. 運転者の研修について
- ・定期的な適性診断の受診と診断結果に基づいた教育指導を行います。
- ・ヒヤリハット情報収集を行い、情報を共有し、事故防止に役立てます。
- 3. 点呼について
- ・健康状態、睡眠状況、アルコール測定の確認による厳正な点呼を実施します。
- 4. 外部機関での講習について
- 交通安全講習を実施します。